

神奈川県 鎌倉市	個人市民税・個人県民税 領収証書(公)
市区町村コード	
142042	

口座番号	加入者名
00230-9-960025	鎌倉市会計管理者
令和 年 月分	特別徴収義務者指定番号

		億	千	百	十	万	千	百	十	円
納 入 金 額	給与分 (一括徴収分を含む)									
	退職所得分									
	延滞金									
	合計額									
	納期限	令和	年	月	日					

(特別徴収義務者)
住所又は所在地

氏名又は名称

TEL

様

領収日付印

上記のとおり領収しました。(納入者保管)

神奈川県 鎌倉市	個人市民税・個人県民税 納入書(原符)(公)
市区町村コード	振替の請求に使用する欄
142042	払出口座番号 払出請求人印 番

口座番号	加入者名
00230-9-960025	鎌倉市会計管理者
令和 年 月分	特別徴収義務者指定番号

		億	千	百	十	万	千	百	十	円
納 入 金 額	給与分 (一括徴収分を含む)									
	退職所得分									
	延滞金									
	合計額									
	納期限	令和	年	月	日					

(特別徴収義務者)
住所又は所在地

氏名又は名称

TEL

領収日付印

上記のとおり納入します。(金融機関等保管)

神奈川県 鎌倉市	個人市民税・個人県民税 納入済通知書(公)
市区町村コード	
142042	

口座番号	加入者名
00230-9-960025	鎌倉市会計管理者
令和 年 月分	特別徴収義務者指定番号

		億	千	百	十	万	千	百	十	円
納 入 金 額	給与分 (一括徴収分を含む)									
	退職所得分									
	延滞金									
	合計額									
	納期限	令和	年	月	日					

(特別徴収義務者)
住所又は所在地

氏名又は名称

TEL

取りまとめ店

〒224-8794
ゆうちょ銀行 横浜貯金事務センター

領収日付印

上記のとおり通知します。
(受付店→ 銀行 店(取りまとめ店)→市町村)(鎌倉市保管)

参考事項

・この納入書は、特別徴収義務者(給与支払者)が、個人市民税・県民税の特別徴収税額を納入する際に使用するものです。他の市税の納付・納入には使用できません。

・退職所得に係る個人住民税の所得割額を納入する場合、別紙「退職所得用の「納入申告書」」に必要事項を記入し、郵送により提出してください。

(切り取り線)

〈払込指定金融機関等(納入場所)〉 ※納入場所の名称は合併等により変わる場合があります。
横浜銀行、スルガ銀行、湘南信用金庫、東日本銀行、りそな銀行、さがみ農業協同組合、静岡銀行、中央労働金庫、かながわ信用金庫、神奈川県・茨城県・栃木県・群馬県・埼玉県・千葉県・山梨県・東京都に所在するゆうちょ銀行及び郵便局
鎌倉市役所

◎お問い合わせ 鎌倉市役所 〒248-8686 鎌倉市御成町18番10号

課税について…総務部 市民税課 0467-61-3921 (直通)
納税について…総務部 納税課 0467-61-3915 (直通)

市民税 県民税 納入申告書												
提出先 鎌倉市長												
令和 年 月 日 提出												
令和 年 月分										人員		人
		+	億	千	百	+	万	千	百	+	円	
退職手当等支払金額												
特別徴収税額	市民税											
	県民税											
地方税法第50条の5及び第328条の5第2項の規定により上記のとおり分離課税に係る所得割の納入について申告します。												
(特別徴収義務者)										受付印		
住所又は所在地										(印)		
氏名又は名称												
法人番号又は個人番号												
退職者の内訳												
カナ氏名			<input type="checkbox"/> 役員	<input type="checkbox"/> 役員以外	勤続年数							
1月1日の住所		鎌倉市										
支払額			市民税額				県民税額					
円			円				円					
カナ氏名			<input type="checkbox"/> 役員	<input type="checkbox"/> 役員以外	勤続年数							
1月1日の住所		鎌倉市										
支払額			市民税額				県民税額					
円			円				円					

(切り取り線)

(切り取り線)

(切り取り線)

《注意事項》

- ・納入先は、退職手当等の支払いを受けるべき日（退職した日）の属する年の1月1日に退職者の住所があった市区町村です。
- ・退職者が役員の場合は、別途、「特別徴収票」を提出してください。
- ・退職等により給与分の特別徴収税額に異動があったときには、別途、給与所得者異動届出書を提出してください。